

中央区告示第百三十一号

中央区立シニアセンターを左記のとおり中央区立シニアセンター条例（平成四年十月中央区条例第三十五号）第五条第二項の規定に基づき、臨時休業します。

令和八年四月十五日

記

中央区長 山本 泰 人



一 臨時休業する施設の名称及び所在地

中央区立シニアセンター

東京都中央区佃一丁目十一番一号

二 休業理由

中央区立シニアセンターの全館消毒のため

三 休業日

令和八年四月二十九日

中央区告示第百三十二号

別紙に記載の納付義務者に対して送達すべき次に記載の書類は、送達を受けるべき者の住所地において送達ができなかつたため、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百四十三条の規定において準用する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の二の規定により告示します。

なお、当該書類は本区福祉保健部介護保険課において保管し、当該書類の送達を受けるべき者にはいつでも交付しますから申し出てください。

令和八年四月十五日

中央区長 山本 泰



一 送達すべき書類 介護保険法第百二十九条第一項に規定する保険料に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の規定による通知

対象者(納付義務者)一覧

令和8年度介護保険料納入通知書(令和8年3月1日~令和8年3月31日)

整理番号	氏名	住所
1	小澤 理恵子	中央区新川2丁目19番8-503号
2	小澤 明	中央区新川2丁目19番8-503号
3	中山 昌治	中央区勝どき2丁目18番1-813号
4	山本 敬子	中央区銀座8丁目18番14-705号
5	吴 薇	中央区新川2丁目10番1-1611号